

## 介護人材対策研修実施業務委託プロポーザル実施要領

### 1 契約の目的

少子高齢化の加速により、今後介護業界では更なる人材不足が想定されている。そこで豊田市では、市内の介護人材不足解消に向けた各種事業を実施することとしている。本業務委託は、そのうち介護サービス事業所向けの各種研修事業全体の管理運営業務を委託するものであり、人材確保に関する専門的な知見を有する受託者による効果的な業務実施により、人材確保において市内の介護サービス事業所が抱える諸課題を解決し、介護サービスの提供基盤を整備することを目的とする。

### 2 業務の概要

業務の内容は、別添「介護人材対策研修実施業務委託仕様書」のとおり

### 3 提案限度額

2, 310, 000円（消費税込み）

### 4 参加資格要件

次に掲げる条件を全て満たす者であること。

- (1) 公告日において、令和4・5年度の豊田市競争入札参加資格（物品等）を有する者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項又は第2項の規定に該当する者でないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者でないこと。
- (4) 参加表明書の提出日から当該案件の契約の相手方の決定までの間、本市から入札参加停止又は入札参加保留の措置を受けていない者であること。
- (5) 参加表明書の提出日から当該案件の契約の相手方の決定までの間、本市と豊田警察署の間で締結している「豊田市が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」に規定する排除の対象となる法人等に該当する者でないこと。
- (6) このプロポーザルに参加表明書を提出しようとする者の間に、別表に定める資本関係や人的関係がない者であること。（資本又は人的関係に該当する者同士が辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡を取ることは、特に問題ありません。）
- (7) 公告日において、次に掲げる条件を満たす者であること。
  - ア 愛知県内に本店、支店、営業所又は事業所を有する者であること。（ただし、(1)に掲げる豊田市競争入札参加資格者の名簿に登載されたものに限る。）
  - イ 平成30年4月以降、官民間わず元請として、経営者又は人事担当者向けに組織改善のための研修を実施した実績を有する者であること。（契約金額は問わない。）

## 5 選考日程

### (1) 全体スケジュール

1月15日(月)	業者選定審査会による方式の決定
1月16日(火)	事業実施の公告、公表、公募の開始
1月16日(火)	業務説明資料等の交付開始
1月29日(月)	参加表明書の受付期限・質問の受付期限
1月30日(火)	参加資格確認通知書の送付
2月2日(金)	質問の回答期限
2月9日(金)	提案書等の提出期限
2月20日(火)	ヒアリング実施及び選考委員会開催
2月21日(水)	選考結果の通知・最優秀提案者との協議開始
3月25日(月) 予定	業者選定審査会による業者の決定
4月4日(木) 予定	見積徴取及び契約締結

### (2) ヒアリング

ア 日時	令和6年2月20日(火) 午後1時30分～4時のうち指定する30分間
イ 場所	豊田市役所 福祉部会議室(東庁舎1階)
ウ 備考	提出された提案書等に基づき1社30分以内(説明15分以内、質疑 応答15分)のヒアリングを行う。 ・プレゼンテーション及び質疑応答は、参加者名を伏せて行うので自己 紹介は行わないこと。 ・全参加者のヒアリング終了後、引き続き選考委員会を実施する。 ・出席者は、業務担当責任者等を含め3名以内とする。説明は、提出 資料のみとし、模型やパネル・追加資料等の持込みは認めない。

## 6 選考委員

委員長	福祉部 副部長 勝野 二徹
委員	豊田市特別養護老人ホーム施設長協議会 会長 藤江 貴紀 介護保険課 課長 古田 泰三 地域包括ケア企画課 課長 花木 一也 産業労働課 担当長 安川 綾子

## 7 提出書類

### (1) 参加表明に関する提出書類

ア 提出期限	令和6年1月29日(月) 午後5時
イ 提出場所	豊田市役所 福祉部 介護保険課(東庁舎1階)

- ウ 提出方法 持参又は郵送（提出期限必着）
- エ 提出部数 1部
- オ 提出書類
  - （ア）参加表明書
  - （イ）会社概要に関する資料（パンフレット等）
  - （ウ）参加資格要件（7）イが確認できる資料（契約書・仕様書・検査合格通知等の写し）

（2） 提案書等の提出書類

- ア 提出期限 令和6年2月9日（金）午後5時
- イ 提出場所 豊田市役所 福祉部 介護保険課（東庁舎1階）
- ウ 提出方法 持参又は郵送（提出期限必着）
- エ 提出書類
  - （ア）提案書（正本1部、副本7部）

副本には社名及び社名を連想させるロゴ等を記載しないこと。また、表紙や目次のほか、本文中にも記載しないこと。

A4サイズ片面8枚以内（（イ）を除く。）に下記内容を記載

- a 企業の業務実績…会社概要、財政状況及び経営者又は人事担当者向けの組織改善のための研修業務の実績一覧（業務名、発注者、請負金額、契約期間、業務の概要（介護事業所向けの場合は明記すること））
- b 業務担当責任者の経験…資格、経歴、経営者又は人事担当者向けの組織改善のための研修の企画に携わった実績（業務内容（介護事業所向けの場合は明記すること）及びその期間）及び現在の業務従事状況が分かるもの
- c 業務体制…人員確保及び配置体制・サポート体制
- d 研修実施方針…研修の方針や実施内容、受講者の募集方法や研修の実施における工夫、工程計画を記載すること

（イ）見積書、積算内訳書及び企業の業務実績が確認できる契約書等の写し（1部）

## 8 評価基準

（1） 下記項目のうち、アを事務局が採点し、イを選考委員が採点する。アの採点結果と各選考委員の採点結果の合計が最高得点の者を最優秀提案者として選定する。ただし、あらかじめ定めた最低基準点以上の者とする。

- ア 業務経歴等（32点）【事務局評価】
  - （ア）企業の業務実績（16点）
  - （イ）業務担当責任者の業務実績（16点）
- イ 業務実施計画等（68点）【選考委員評価】
  - （ア）業務を受託した場合の業務体制（4点）
  - （イ）実施方針の妥当性（8点）

(ウ) 提案内容の具体性・有効性 (52 点)

(工) 工程計画の妥当性 (4 点)

※評価点 (500 点) = (ア (業務経歴等 (32 点)) + イ (業務実施計画等 (68 点)))  
× 5 人

※詳細は別紙「評価基準」のとおり

- (2) 最高得点の者が同点の場合は、「提案内容の具体性・有効性」において高得点であった者を最優秀提案者として選定する。
- (3) 提案者が一人の場合でも、最低基準点に達しない者は契約の最優秀提案者として選定しない。

## 9 その他

- (1) このプロポーザルに参加する費用の全ては参加者の負担とする。
- (2) 手続で使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (3) 最優秀提案者と本市との間で契約条件に関する協議を行い、最終的な仕様書を作成する。仕様書作成後、最優秀提案者を契約の相手方とし、見積徴取のうえ、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号により随意契約を締結する。また、この協議において、最優秀提案者からの企画提案書の内容の変更は、原則として認めないものとする。
- (4) 最優秀提案者特定の日から契約締結の日までの間に次のいずれかに該当するときは、随意契約を行わない。なお、契約が不調に終わった場合は、最優秀提案者の次点の者と交渉するものとする。
  - ア プロポーザルの参加資格要件に適合しなくなったとき
  - イ 提案に関する書類に虚偽の記載をしたことが確認されたとき
  - ウ 契約条件に関する本市との協議が調わないとき
  - エ 本市が最優秀提案者が委託事業を遂行することが困難と判断したとき
- (5) 前号の場合を除き、選考結果通知後の辞退は認めない。なお、受託の辞退等により本市に損害が生じた場合は、その費用を請求する場合がある。
- (6) 本契約の履行結果が優良な場合、令和 8 年度まで介護人材対策研修実施業務について、本業務の契約の相手方と、単年度の随意契約により契約を締結することがある。ただし、契約は単年度毎に締結し、前年度の業務の履行状況が良好の場合に限る。なお、年度毎の随意契約を行う際に仕様書の内容を変更する場合がある。
- (7) 本プロポーザルは、令和 6 年豊田市議会 3 月定例会で令和 6 年度当初予算が可決されなかった場合、無効とする。

別表

資本関係又は人的関係について

<p>(1) 資本関係</p>	<p>① 子会社等（会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 2 条第 3 号の 2 に規定する子会社等をいう。②において同じ。）と親会社等（同条第 4 号の 2 に規定する親会社等をいう。②において同じ。）の関係にある場合</p> <p>② 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合</p>
<p>(2) 人的関係</p>	<p>① 一方の会社等（会社法施行規則（平成 18 年法務省令第 12 号）第 2 条第 3 項第 2 号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の役員（会社法施行規則第 2 条第 3 項第 3 号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合。ただし、会社等の一方が民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 2 条第 4 号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 2 条第 7 項に規定する更生会社をいう。）である場合を除く。</p> <p>1) 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。</p> <p>イ 会社法第 2 条第 11 号の 2 に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役</p> <p>ロ 会社法第 2 条第 12 号に規定する指名委員会等設置会社における取締役</p> <p>ハ 会社法第 2 条第 15 号に規定する社外取締役</p> <p>ニ 会社法第 348 条第 1 項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役</p> <p>2) 会社法第 402 条に規定する指名委員会等設置会社の執行役</p> <p>3) 会社法第 575 条第 1 項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第 590 条第 1 項に規定する定款に格別の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）</p> <p>4) 組合の理事</p> <p>5) その他業務を執行する者であって、1) から 4) までに掲げる者に準ずる者</p> <p>② 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第 64 条第 2 項又は会社更生法第 67 条第 1 項の規定により選任された管財人（以下単に管財人という。）を現に兼ねている場合</p> <p>③ 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合</p>
<p>(3) その他プロポーザルの適正さが阻害されると認められる場合</p>	<p>組合（共同企業体を含む）とその構成員が同一のプロポーザルに参加している場合。その他上記（1）又は（2）と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。</p>